

教育委員会提出議案

第 37 号議案

豊島区文化財の登録について（文化財保護審議会への諮問）について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 11 日

豊島区教育委員会教育長 清野 正

（説 明）

豊島区文化財保護条例第 23 条第 1 項第 3 号の規定による諮問を行うため、本案を提出する。

※ 第 23 条 審議会は、委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議して、答申する。

（資 料）

別添のとおり

諮 問 書



豊島区教育委員会

豊島区文化財保護審議会 様

豊島区教育委員会

豊島区文化財の登録について（諮問）

豊島区文化財保護条例第23条第1項第3号の規定により、下記の候補物件について、豊島区文化財に登録することが適当であるか諮問致します。
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

- 【候補物件1】有形文化財（考古資料）
染井遺跡（レジデンスジェイティ地区・Brillia 駒込染井地区）
出土遺物 1 件
- 【候補物件2】有形文化財（考古資料）
巣鴨遺跡（ベルハイム巣鴨地区）出土遺物 1 件

以上

【登録候補物件 1】

1. 名 称 染井遺跡（レジデンスジェイティ地区・Brillia駒込染井地区）出土遺物
2. 数 量 出土遺物 1 件（縄文・中世・近世・近代の遺物）整理箱273箱
3. 登録種別 豊島区登録有形文化財（考古資料）
4. 所 有 者 豊島区
5. 管 理 者 豊島区教育委員会
6. 登録基準 「豊島区文化財登録・指定基準」第 1 豊島区登録文化財 1 豊島区登録有形文化財（5）考古資料ア「各時代の遺物・遺跡で学術的価値のあるもの」およびイ「区の歴史上重要と認められるもの」に該当する。
7. 登録理由 登録する遺物のうち、レジデンスジェイティ地区およびBrillia駒込染井地区は駒込四丁目 9 番27号におけるマンション建築計画に先立つ発掘調査で出土した。1992（平成 4）年にレジデンスジェイティ地区の発掘調査を行い、その後集合住宅が建設されたが、2006年に同一地所においてBrillia駒込染井の建設が計画されたため、両地区ともに登録する。

染井遺跡は旧石器から近代の幅広い時代にわたって人々の生活痕跡が確認される遺跡である。本遺跡は、とりわけ近世が中心であり、日光御成道より北西方向に分岐する染井通りを境として、南半分は津藩藤堂家下屋敷および抱屋敷（以下、藤堂家染井屋敷）が所在し、北半分は伊藤家や丹羽家をはじめとした植木屋が集住した場所であったため、これらに関わる遺構・遺物が発見される。

登録する遺物の調査地点は、津藩藤堂家下屋敷の屋敷地内にあたる。藤堂家が当地に下屋敷を拝領したのは1658（明暦 4・万治元年であるとされているが、慶安年間より抱屋敷として土地を取得し、延宝年中までに屋敷地の範囲が固まったとも考えられている。

調査の結果、遺構は近世の堀、溝状遺構、建物址、柵または塀、地下室、井戸、廃棄土坑、採土坑、生垣、植栽痕、小穴などが発見された。遺物は縄文土器、中世土器、近世から近代の陶磁器・土器、瓦、磁製品、陶製品、土製品、木製品、石製品、金属製品、銭貨、ガラス製品、骨角製品など総計76,582点が出土した。

本地区において遺物が多量に出土した遺構は、藤堂家染井屋敷内部を

区画する堀（レジデンスジェイティ地区1号堀・Brillia駒込染井地区201号遺構〔以下、1号堀〕）と、採土坑（レジデンスジェイティ地区70号a・Brillia駒込染井地区283号a遺構〔以下、70号a〕）の2基である。

1号堀からは計21,555点、70号からは計32,010点の近世を主体とした遺物が出土している。なお、70号は70号aとbに分かれるが、そのうち70号aの遺物が大半を占めている。両遺構の出土遺物の総計は、本地区出土遺物の2/3を占めている。また、用途については、両遺構とも食膳具が中心であるが、調理具、貯蔵具、照明具、暖房具、化粧道具、信仰道具といった幅広い器種がみられる。かわらけも多く出土しており、精製かわらけも確認されることから、宴会に伴う廃棄も行われていたと考えられている。両遺構の廃絶年代は遺構の新旧関係や出土遺物の年代観から、18世紀後葉から末葉頃と推測される。

藤堂家染井屋敷は、屋敷内部を堀によって区画していることが既存調査で明らかになっているが、本地区では遺構の展開状況より、北側に1号堀に沿った並木道と庭的な空間が、南側が居住・生活空間であることが推測されており、詰人空間である可能性が指摘されている。また、出土遺物の年代観は、プラウド駒込地区や三菱重工業染井アパート地区において発見されている堀の廃絶年代と類似する。

これらの近世遺物は、出土状況を鑑みると藤堂家染井屋敷の詰人空間における生活雑器の可能性が想定され、また、藤堂家染井屋敷における家作の時期を総合的に検討しうる上で重要である。

縄文土器は計10点、中世土器は計29点が出土している。近世以降の遺構・包含層などから出土しているため、当該期の遺構に伴うものではない。ただし、既存調査においても縄文土器が包含層から発見されることがあり、谷田川右岸では中世に遡る可能性がある遺構が発見されている（豊島区遺跡調査会2001）ことから、当該期の活動痕跡が示唆される遺物である。

近代遺物については、陶磁器・土器や銭貨、ガラス製品が少量出土するのみである。『東京近傍一万分1地形図』1909～1945年（豊島区立郷土資料館2011）では本地区は針葉樹が描かれ、雑木林であった可能性が高い。出土遺物が僅少であったことから、近代においては本地区が人々の生活空間ではなかったことが窺われる。

以上、本地区出土遺物は、藤堂家染井屋敷で使用されていた生活雑器であるとともに、縄文・中世・近代遺物は本地区周辺の生活環境を反映する貴重な遺物である。

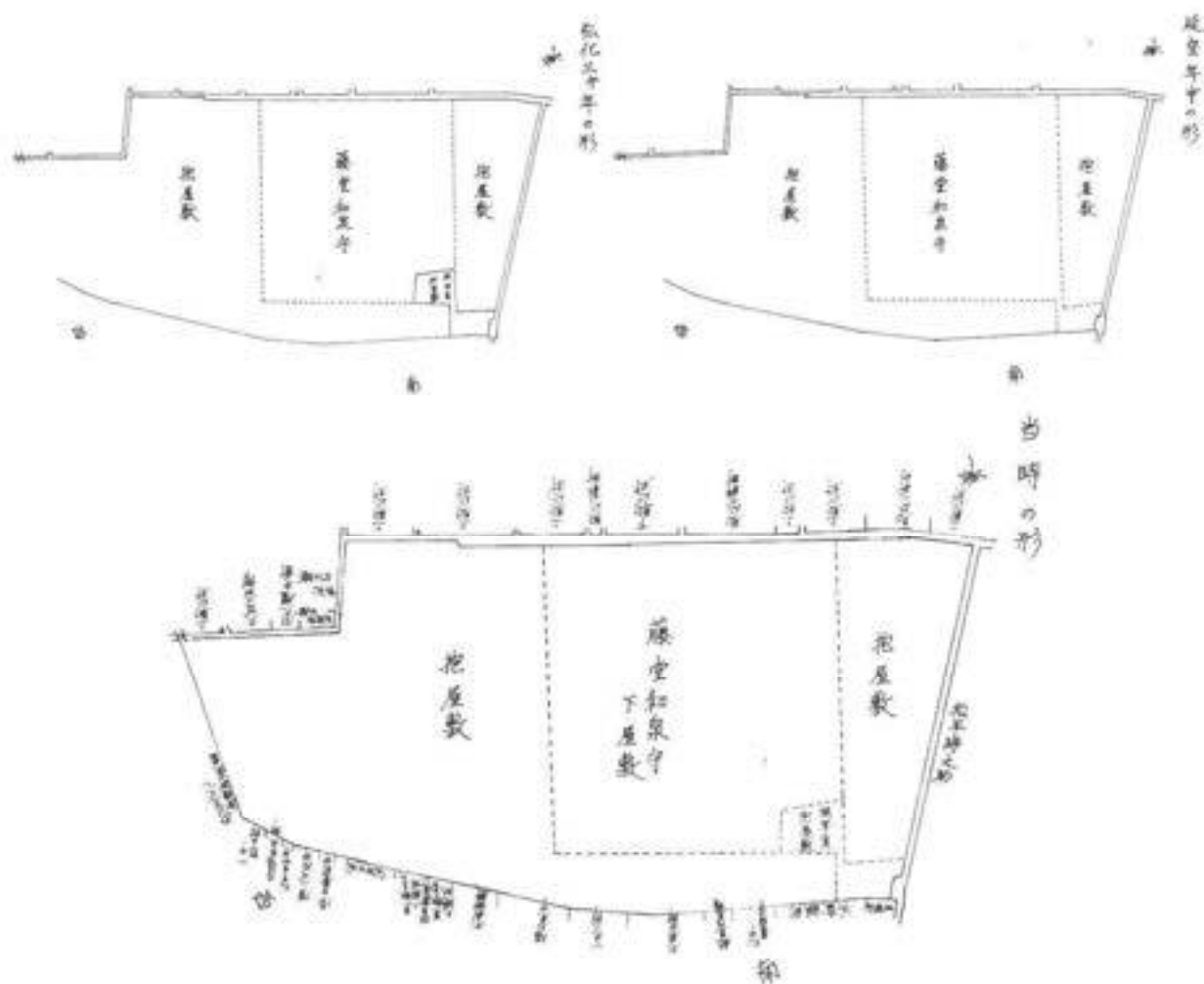
8. 参考資料 『染井XⅢ 東京都豊島区・染井遺跡（レジデンスジェイティ地区・Brillia駒込染井地区）の発掘調査』豊島区教育委員会 2012年

『染井Ⅶ 東京都豊島区・染井遺跡（プリンスハイツ駒込）の発掘調査』豊島区遺跡調査会 2001年

『豊島区地域地図 第4集改訂版』豊島区立郷土資料館 2011年



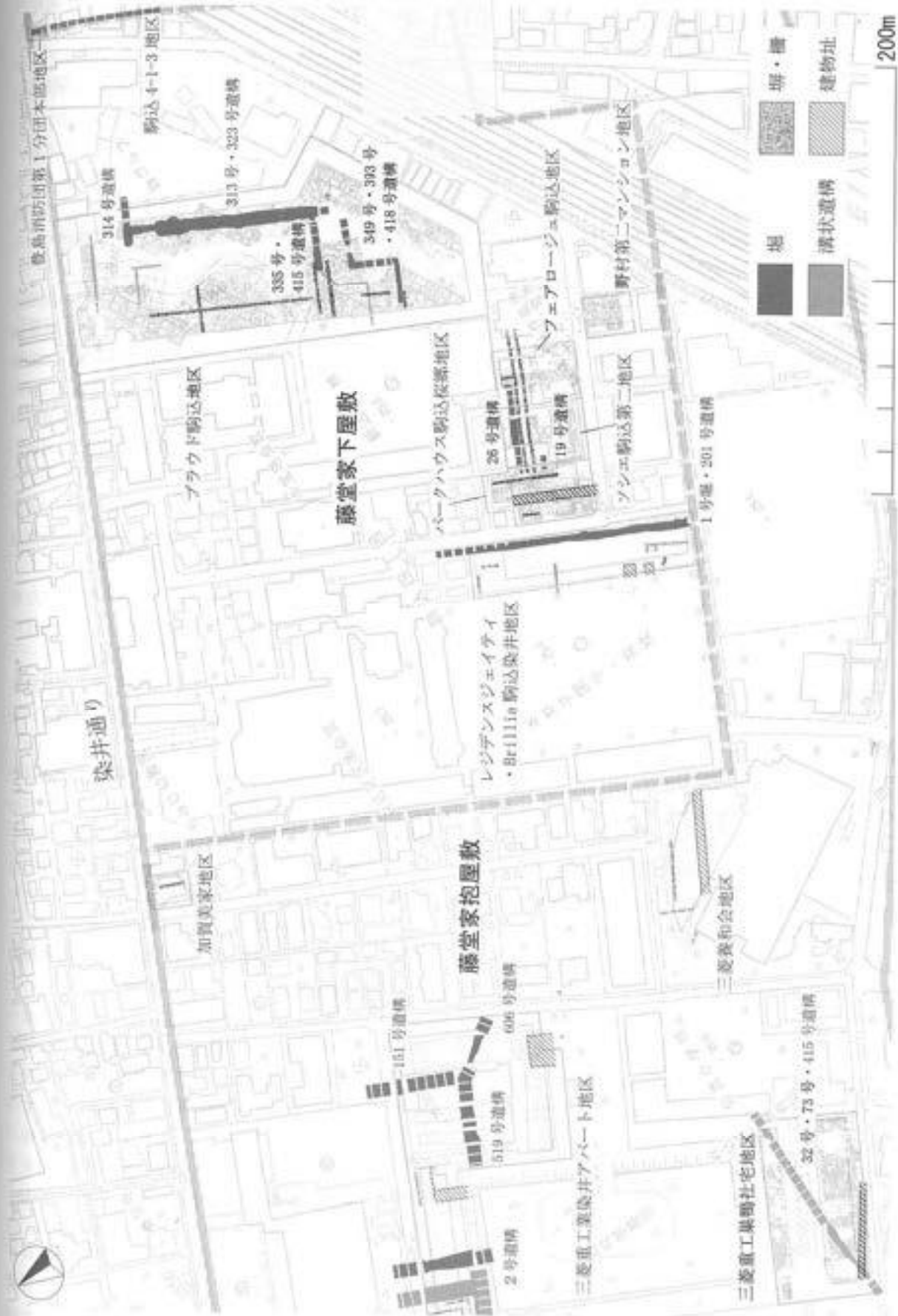
第2図 調査対象地区の位置 (1/2,500)



第7図 御府内場末往還其外沿革圖書

〔寛文11〕年。地図資料編纂会1988）に藤室家染井屋敷の北辺を限る道路として確認される。考古学的には、日本郵船地区の発掘調査において、主軸方位が染井通りに規制された在り方を示す道構の出現が、藤室家が当地に屋敷地を拝領した時期に併行する古期Ⅱ段階（17世紀後半）以降である事が指摘され（豊島区教育委員会1990）、周辺地区の調査でもこうした傾向が追

認された事から「染井通りの敷設と（中略）大名屋敷群の配置は、おそらくその時にはほぼ同時に計画・実施された」ものと認識されるに至った（同前1991b, p.101）。これら一連の成果を踏まえ、本道跡の調査では一部の例外を除き、染井通りを基軸とした局地座標系「染井グリッド」が用いられている（同前1999b, p.2）。



第148図 藤堂家染井屋敷校出の堀と区画施設



①「御府内場末往還其外宿草園寺 付図」
安政年間（1854～1860年）（豊島区 1979 所収）



②「東京実測全国」1886～1888年（地図資料編集会 1988 所収）



③「東京近傍 1 万分 1 地形図」1909 年
（豊島区立郷土資料館 2011 所収）



④「東京近傍 1 万分 1 地形図」1921 年
（豊島区立郷土資料館 2011 所収）

第144図 地図上の変遷 (1)



⑤「東京近傍1万分1地形図」1929・1932年
(豊島区立郷土資料館2011所収)



⑥「東京近傍1万分1地形図」1945年
(豊島区立郷土資料館2011所収)



⑦「東京近傍1万分1地形図」1956・1957年
(豊島区立郷土資料館2011所収)



⑧「東京都地形図」(東京都2,500デジタルマップ)2004年
(東京都都市整備局・東京デジタルマップ刊)

第145図 地図上の変遷 (2)



調査対象地区 遠景 南から



調査対象地区 遠景 西から

調査対象地区と周辺



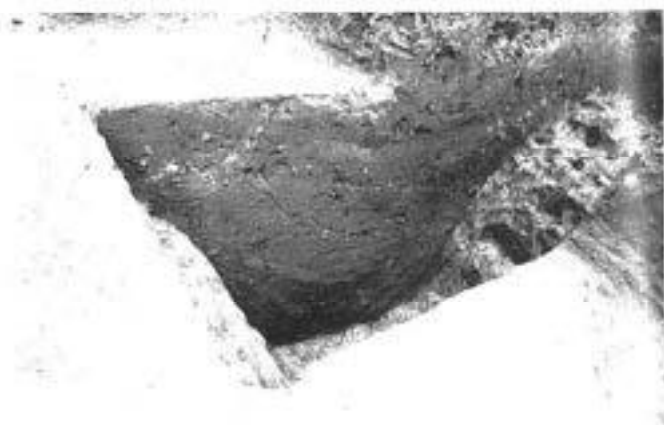
1号堀 土層断面 (T-Uグリッド) 南から



同 完掘 (Oグリッド以南) 北から

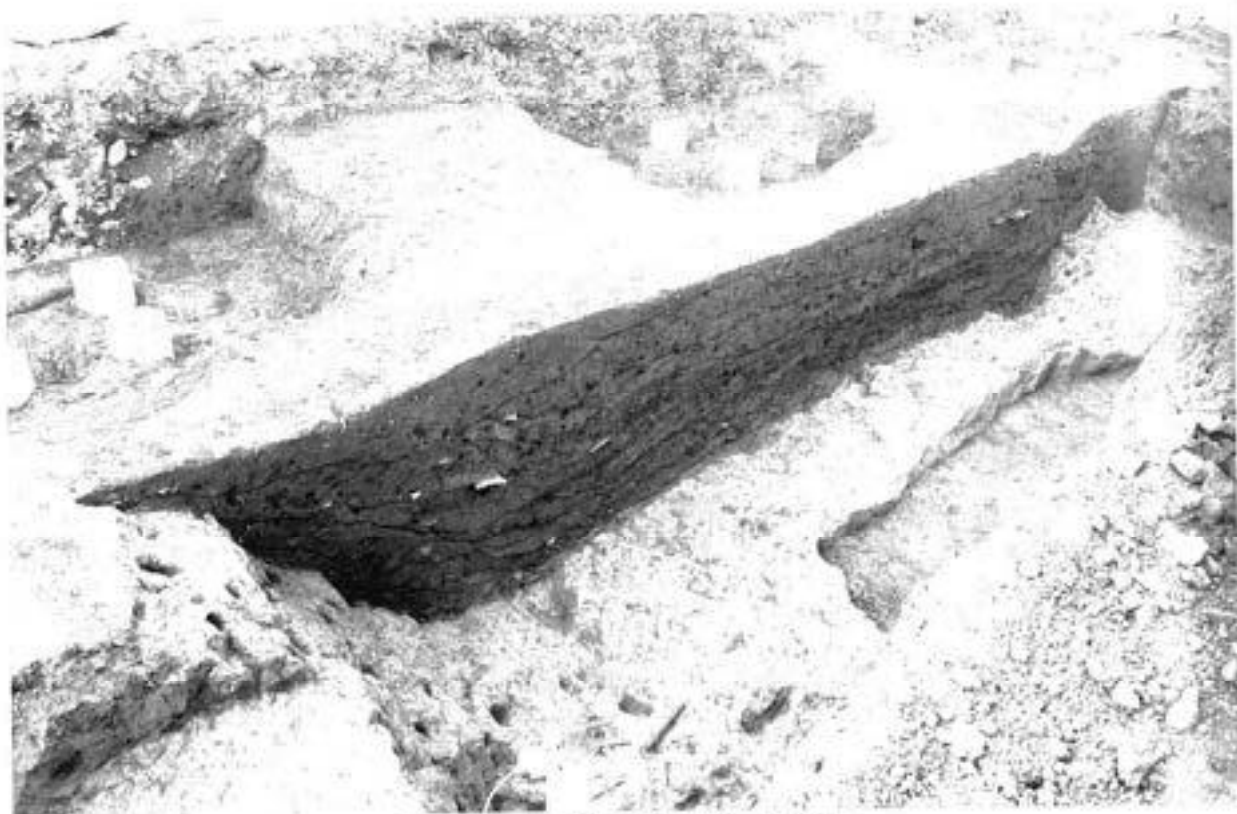


同 完掘 (Zグリッド以北) 南から



同 土層断面 (Y-Z間) 南から

レジデンスジェイティ地区 1号堀 (1)



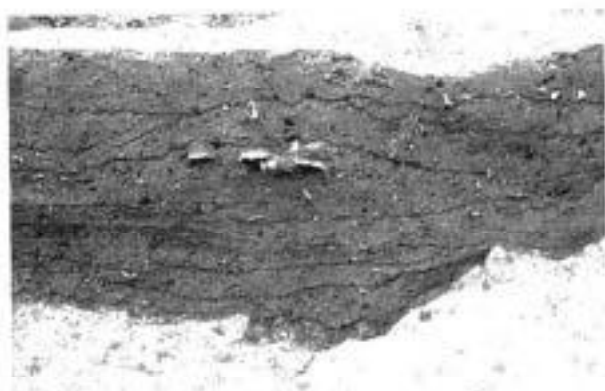
283号遺構 土層断面（A-B間） 南東から



同 土層断面（南端） 東から



同 土層断面（中央・南側） 東から



同 土層断面（中央・北側） 東から



同 土層断面（北端） 東から

Brillia 駒込染井地区 283号遺構（2）



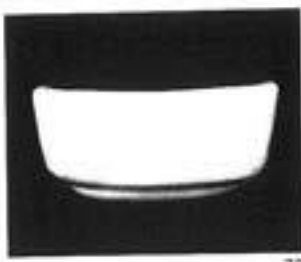
レジデンスジェイティ地区 1号堀出土遺物 (1)



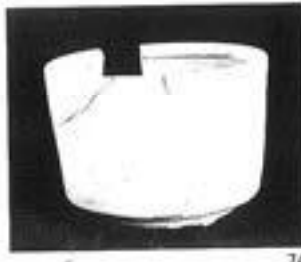
レジデンスジェイティ地区 1号堀出土遺物 (2)



レジデンスジェイティ地区 1号堀出土遺物 (3)



73



74



75



76



77



78



79



80



81



82



83



84



85



86



87



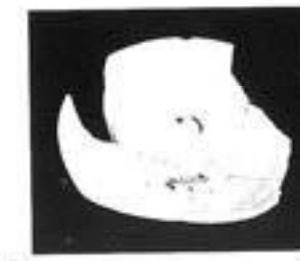
88



89



90



92



91



93



94

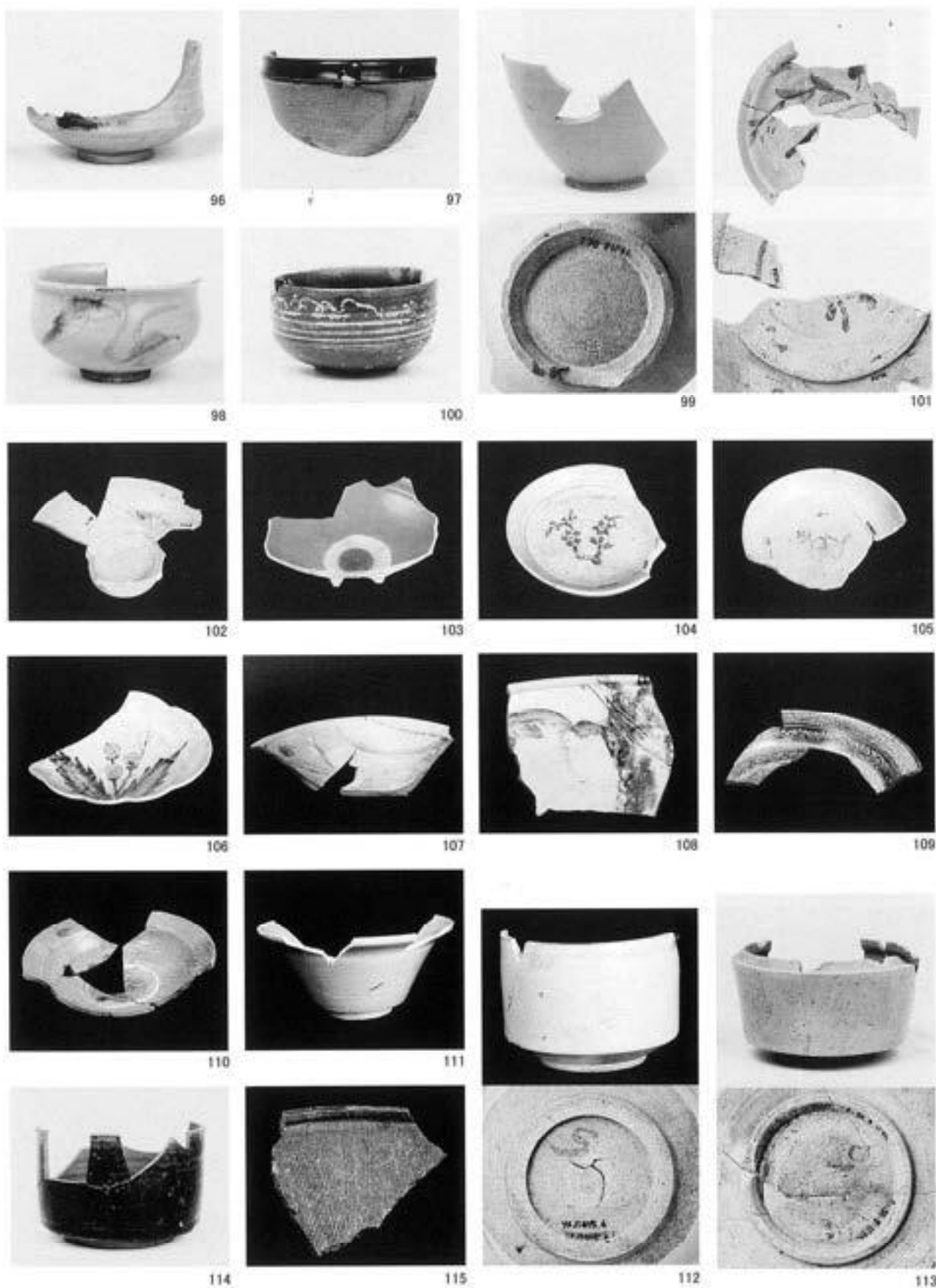


95

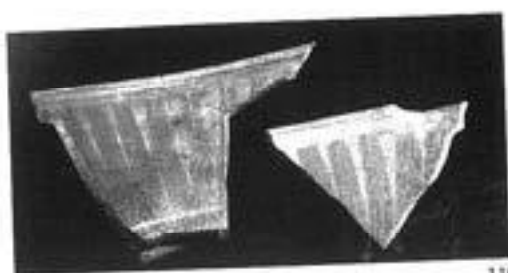


91

レジデンスジェイティ地区 1号堀出土遺物(4)



レジデンスジェイティ地区 1号堀出土遺物 (5)



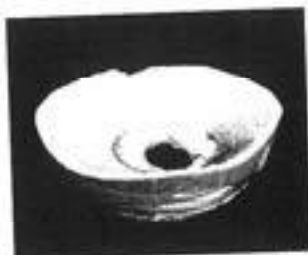
116



117



118



120



121



122



119



123



124



125



126



128



127



130



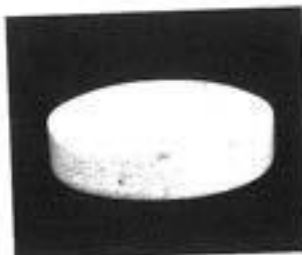
133



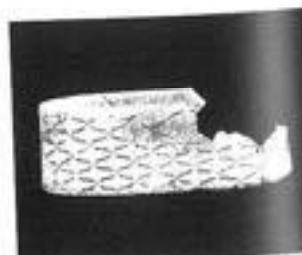
129



131

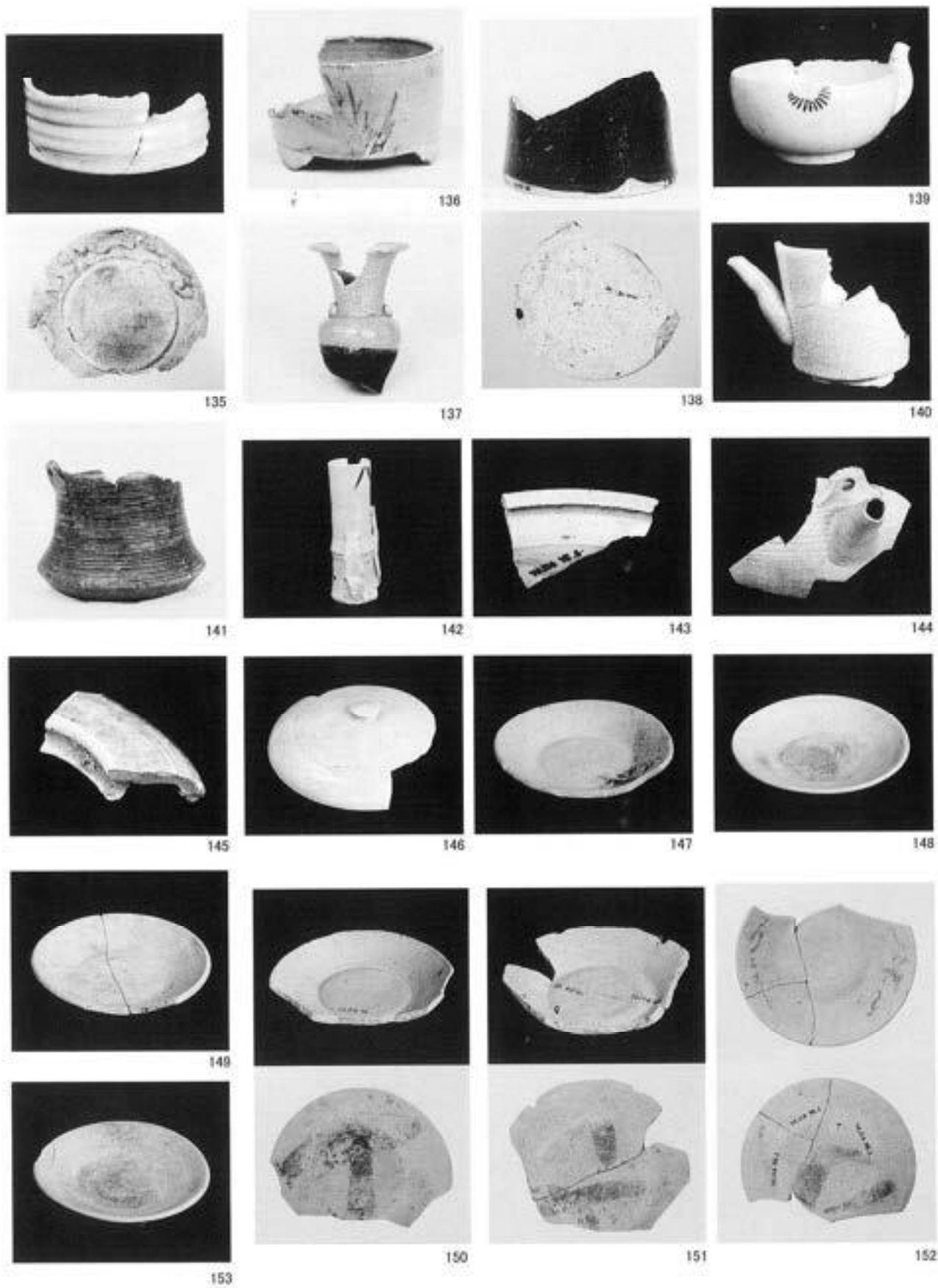


132

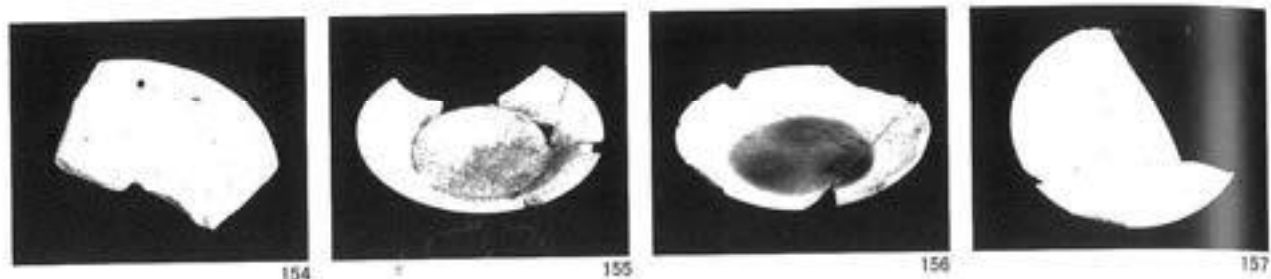


134

レジデンスジェイティ地区 1号堀出土遺物 (6)



レジデンスジェイティ地区 1号堀出土遺物 (7)



158



159



161



157



162



163



164



160



165



166



167



168

レジデンスジェイティ地区 1号掘出土遺物 (8)



385



386



387



388



389



390



391



392



393



394



395



396



397



401



402



398



399



400

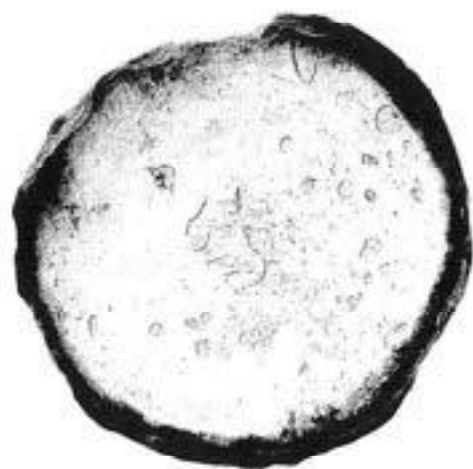


403



404

Brillia 駒込染井地区 283号遺構出土遺物 (4)



405



407



408



409



410



411



406



412



413



414



415



416



417



418



419



420



421

Brillia 驹込染井地区 283号遺構出土遺物 (5)



422



423



424



425



426



427



428



429



430



431



432



433



434



435



436, 437



438



439

Brillia 驹込染井地区 283号遺構出土遺物 (6)



440



441



442



443



444



446



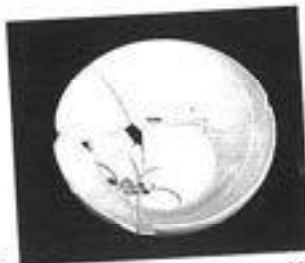
447



448



445



449

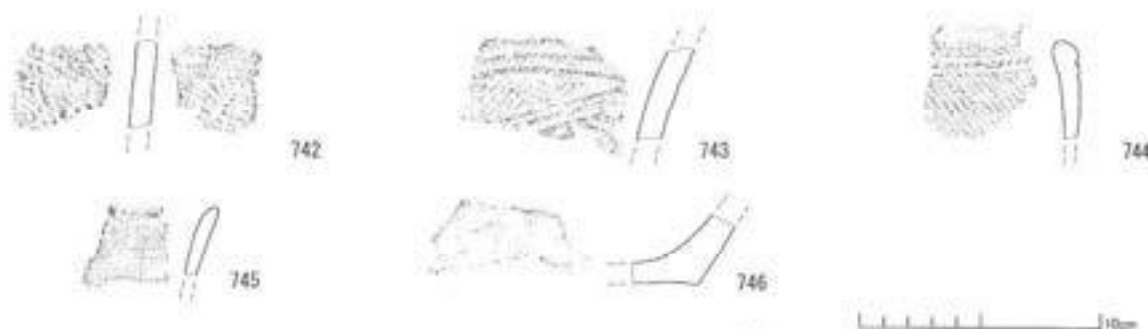


450

Brillia 駒込染井地区 283号遺構出土遺物 (7)、70号・283号遺構間接合資料

表19 縄文土器観察表

図版番号	遺物番号	遺物・出土状況等	器種・部位	文様・装文・胎文・胎文	成形・形状の特徴	胎土	色調	時期・型式等	備考
138	742	285号遺構・中層	深鉢・胴部	内外面に斜位の条状文	外面：条状文 内面：条状文	褐色。φ1～2mmの白粉粒。φ1mm未満の砂粒少量	外面：にぶい褐色 内面：灰青褐色	早期後半	破片/写308
	743	279号遺構	深鉢・胴部	地文に単節縄文し、一帯4mmの断面縦半形の浮線文→浮線文上にへう状工具による刻みの刻み	外面：— 内面：ヨコナデ	φ1mm未満の白色粉少量。φ1～2mmの砂粒中量	外面：にぶい黄褐色 内面：淡褐色	前期後半 諸磯式Ⅱ式	破片/写308
	744	1号井戸	深鉢・口縁部	単節縄文し、14段部下に半截竹管による平行沈線→沈線内に連続押引文	外面：— 内面：ヨコナデ	φ1mm未満の砂粒	外面：相対色 内面：黒褐色	中期前半	破片/写308
	745	表土・掘足 (Beltin 掘足集井欄内)	深鉢・口縁部	櫛歯状工具による刻位の条状文、口縁部にはへう状工具による刻み	外面：— 内面：ヨコナデ	φ1mm未満の白色粉少量。φ1～2mmの砂粒を少量	外面：にぶい赤褐色 内面：にぶい褐色	中期後半	破片/写308
	746	1号(レンジアンス グレイティ)区	深鉢・底部	無文	外面：ヨコナデ 内面：ヨコナデ	φ1～2mmの白色粉。φ1～2mmの砂粒中量	外面：にぶい褐色 内面：にぶい褐色	中期	破片/写308



第138図 縄文土器

子などがある。

(土田泰人)

5. 縄文土器 (表19、第138図、写真図版108)

縄文土器片は早期1点、前期1点、中期7点、不明1点の計10点が出土した。そのうち5点を図示した。縄文時代の遺構は検出されず、いずれも表土・掘足、近世以降の包含層や遺構から出土したものである。

742は胎土に繊維を含み、内外面に斜位の条状文が施される。早期後半の所産である。743は地文に単節縄文LRを施文後に浮線文が付され、その上にへう状工具による刻みが施される。前期後半の諸磯Ⅱ式に比定される。744は単節縄文RLを施文後、口縁部下に半截竹管内側による平行沈線、沈線内には連続押引文が施される。中期前半と考えられる。745は櫛歯状工具による刻位の条線を施されており、中期後半に比定される。746は無文の底部破片である。中期であろう。(佐々木正治)

6. 中世土器 (表20、第139図、写真図版108)

中世土器は29点出土した。出土遺物のほとんどは小破

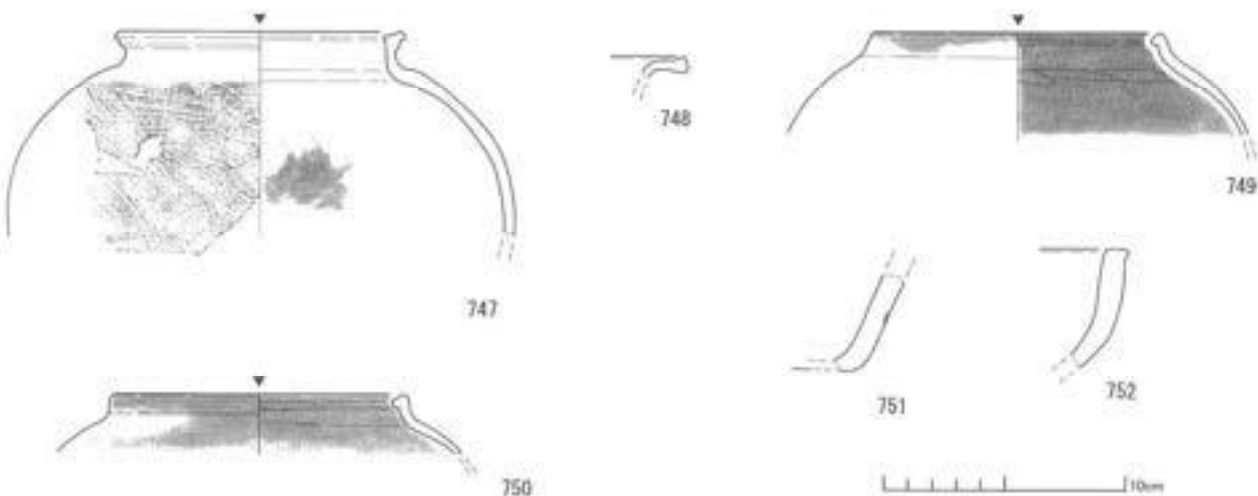
片で、出土地点は近世の遺構覆土や遺物包含層であることから、これらは後世に混入したものと思われる。このうち6点について図化を行った。

747～750は伊勢系の土師質煮炊具と思われる。747は口縁部から胴部にかけての部位で、内面には煤の付着が認められる。胴部は球形を呈し、口縁部は外反する。口縁部の上部は平坦で、口縁端部は外側へ横み出されている。成形は輪積成形で、外面に指頭圧による凹凸と斜位方向の刷毛調整が認められる。また、外面口縁下部と、内面には横ナデが施されている。器壁は薄く堅緻で、胎土は黒灰色～桃褐色を呈する。748は頸部から口縁部にかけての破片である。口縁部は頸部から大きく外反し、口縁端部は上方へ横み出されている。内外面に横ナデ調整が施されている。器壁は薄く堅緻で、胎土は褐色～黒灰色を呈する。749は、胴部から口縁部にかけての破片で、内面から外口縁下部にかけて煤の付着が認められる。胴部は残存部位が一部であるが、形状から概ね球形を呈すると思われる。口縁端部は内側へと折り返されている。外面は確認しづらいが、頸部下から胴部にかけて斜位のへう削りが、外面口縁下部は横ナデ、内面は横ナデ調整が施されている。また、頸部内面にはへう削りの後、斜位にナデ調整が施されている。器壁は薄く堅緻で、胎

表20 中世土器観察表

() は深さ、○ は存在数、備考欄の番号は写真撮影番号

図版 番号	遺物 番号	遺物等	種類・器種	計測値 (cm)			成 形 / 文 様 / その他	推 定 生産地	推定 年代	備 考
				口徑	底徑	器高				
139	747	5号遺構 +試掘B区	土師質土器 煮炊具	(11.8)	—	<8.5>	輪轆成形、外面微屈圧痕、口位方向の短毛流筋、外口縁下部 横ナデ、内面横位方向の短毛調整/内面横付着、胎土中に雲母微量	伊勢系		1/2口下/写108
	748	70号遺構 a一団	土師質土器 煮炊具	—	—	<8.5>	輪轆成形、内・外面横ナデ/胎土中に赤色粒子微量	伊勢系		破片/写108
	749	72号遺構	土師質土器 煮炊具	(12.6)	—	<4.2>	輪轆成形、外面下部下部から胴部斜位のへり削り痕、外面口 縁下部・内面横ナデ、内面胴部へり削り・口位方向のナデ調 整/内面へり削り下部横付着、胎土中に雲母微量	伊勢系		破片/写108
	750	72号遺構	土師質土器 煮炊具	(12.6)	—	<4.4>	輪轆成形、外面下部下部から胴部斜位のへり削り痕、外面口 縁下部・内面横ナデ/内面へり削り下部横付着、胎土中に雲母微量	伊勢系		破片/写108
	751	1層(レンジヤン スジェイナ+地 6C)	土師質土器 焙烙	—	—	<4.2>	輪轆成形、外面胴部下方微屈圧痕、胴部上方・内面横ナデ/ 外面下部横付着、胎土中に雲母少量、小石(≒φ2mm)微量			破片/写108
	752	283号遺構 a一団	土師質土器 焙烙 a	—	—	<4.3>	輪轆成形、底面微屈、外面胴部・内面横ナデ/胎土中に雲母 少量、小石(≒φ2mm)微量			破片/写108



第139図 中世土器

土は褐色を呈し、銀雲母が微量含まれる。750は器形、調整、胎土などの特徴が749とほぼ同様であり、同一個体の可能性が考えられる。751は胴部から底部にかけての破片である。胴部が外傾して立ち上がり、底部はやや内傾する形状、底部にいわゆる「縮目」が認められるなどの特徴から、丸底、あるいは平底の土師質焙烙の可能性が考えられる。胴部はナデ調整が、内面は横ナデが施

されている。胎土は褐色を呈し、752と類似した銀雲母、小石が目立つ粗い土である。752は土師質の焙烙と思われる、外面下部に煤の付着が認められる。口縁端部は外側へ折り出されている。外面は胴部下方に指頭圧痕が残る、胴部より上方と内面は横ナデ調整が施される。胎土は褐色を呈し、銀雲母や小石が目立つ粗い土である。

(川西直樹)

【登録候補物件 2】

1. 名 称 巣鴨遺跡（ベルハイム巣鴨地区）出土遺物
2. 数 量 出土遺物 1 件（縄文時代、近世から近代の遺物）整理箱99箱
3. 登録種別 豊島区登録有形文化財（考古資料）
4. 所 有 者 豊島区
5. 管 理 者 豊島区教育委員会
6. 登録基準 「豊島区文化財登録・指定基準」第 1 豊島区登録文化財 1 豊島区登録有形文化財（5）考古資料ア「各時代の遺物・遺跡で学術的価値があるもの」およびイ「区の歴史上重要と認められるもの」に該当するものである。
7. 登録理由 登録する遺物は、2001（平成13）年に実施した巣鴨遺跡の発掘調査による出土遺物である。

調査した地点は巣鴨遺跡を縦断する旧中山道（現在の地藏通り）から路地を7，80メートル入った場所に立地し、近世には中山道沿いに連なる巣鴨町の裏手、巣鴨村との境界付近にあたる。この地域は江戸時代には植木屋の屋敷のがあった場所として知られており、関東大震災以後には「香樹園」という盆栽を主とする植木屋が昭和初期まで営まれていた。

発掘調査では、樹木が植わっていた痕跡や植木室として用いたと推測される地下室など植木屋関係の遺構や、ごみ穴、採土坑、退避壕など、近世から近代の痕跡が数多く発見された。

遺物は、総数二万点近くの陶磁器、土器、金属製品、ガラス製品などが出土している。製作年代が推定できる遺物は、縄文時代の土器 2 点のほかは、江戸時代から昭和初期の遺物である。

本地区出土遺物の特徴は、遺物の約 7 割が植木鉢である点にある。

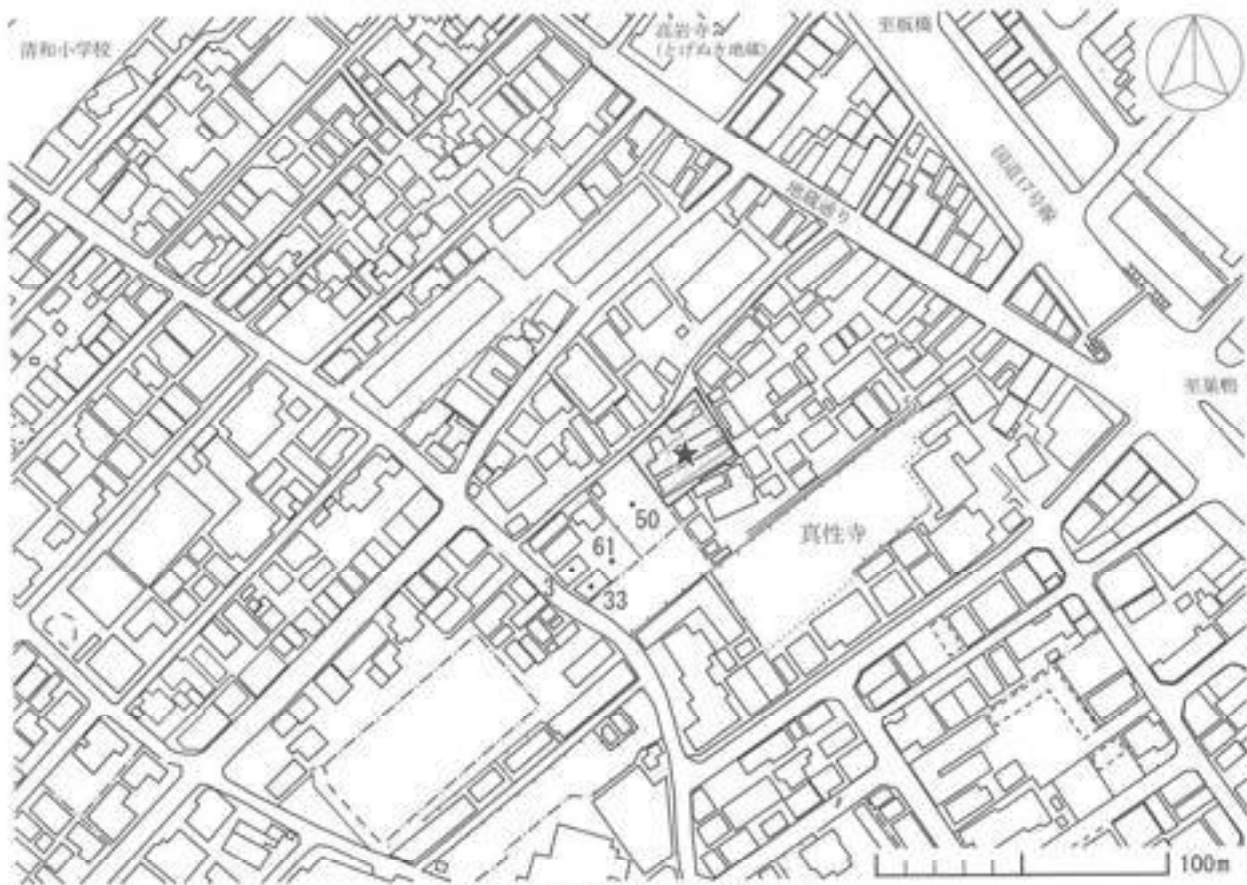
植木鉢は、土師質や瓦質の土器、陶器、磁器などの材質で、無釉、無紋のものから深い鉢型のもの、浅い鉢型のもの、文様のあるもの、挿鉢や手水鉢の底に穴をあけて植木鉢に転用したものなど、バリエーションが豊富である。

また、植木鉢が特定の遺構からまとまって出土することから、遺構の廃絶年代や廃棄の契機についても考察が加えられている。本地区出土遺物の製作年代等の分析からは、この場所で植木屋として生業を開

始するのが18世紀の第3四半期であること、鉢植えから盆栽への転換という植木屋の生産品の変化など、本地区周辺で営まれた植木屋の実態を解明する重要な手がかりが得られている。

以上のように、本地区出土資料は、近世から近代の本地区周辺で活動した人々の様相を示す貴重な資料である。

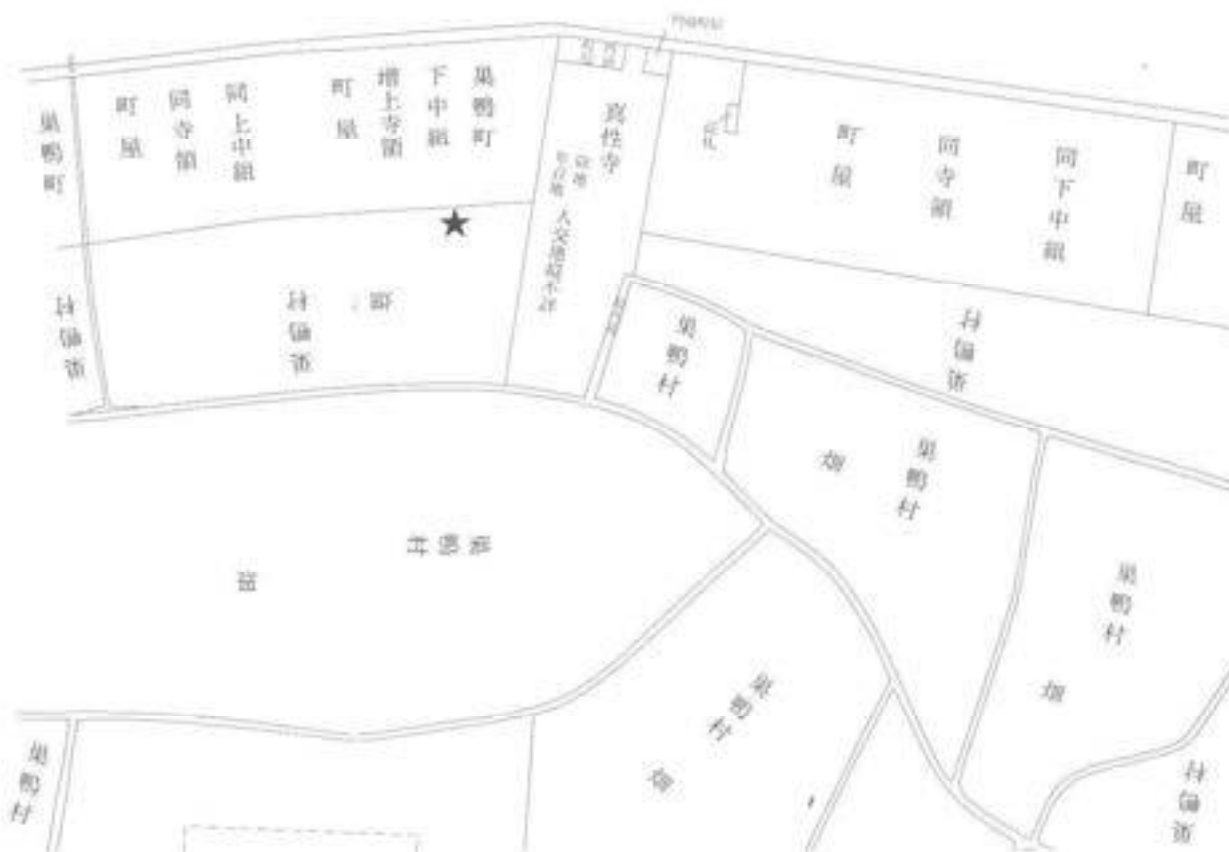
8. 参考資料 『巣鴨町X I 東京都豊島区・巣鴨井遺跡（ベルハイム巣鴨地区）の発掘調査』 豊島区遺跡遺跡調査会 2007年3月



第3図 調査区的位置 (1/2,500)



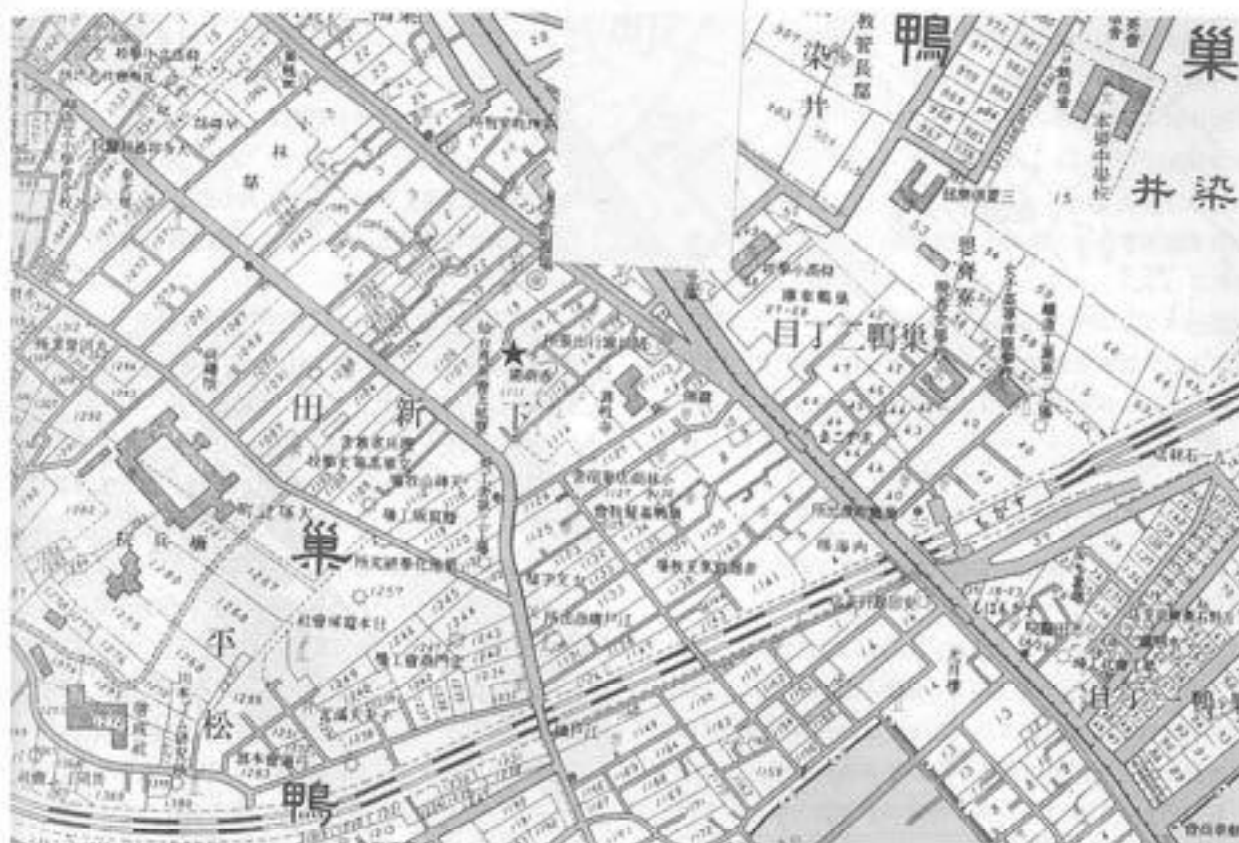
第4図 武蔵野台地東部の地形



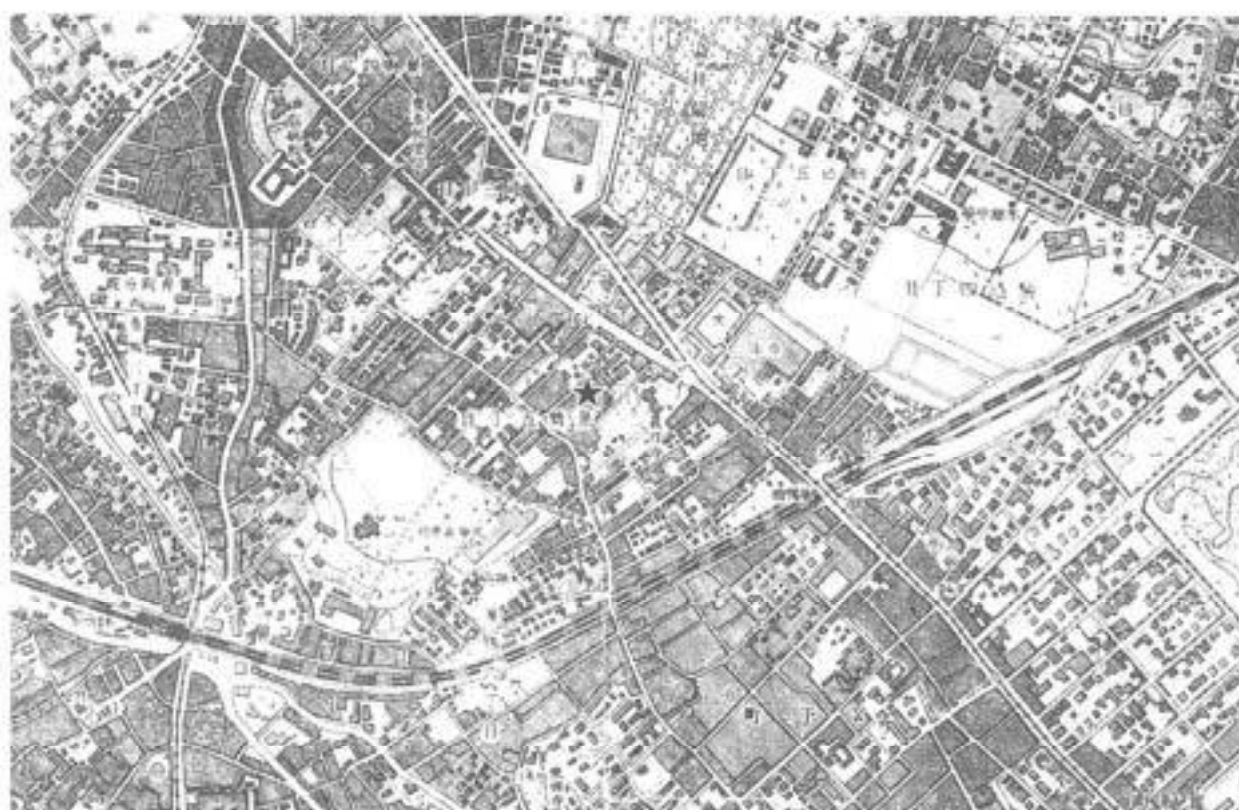
第5図 嘉永7年〔『沿革図書付図』〕



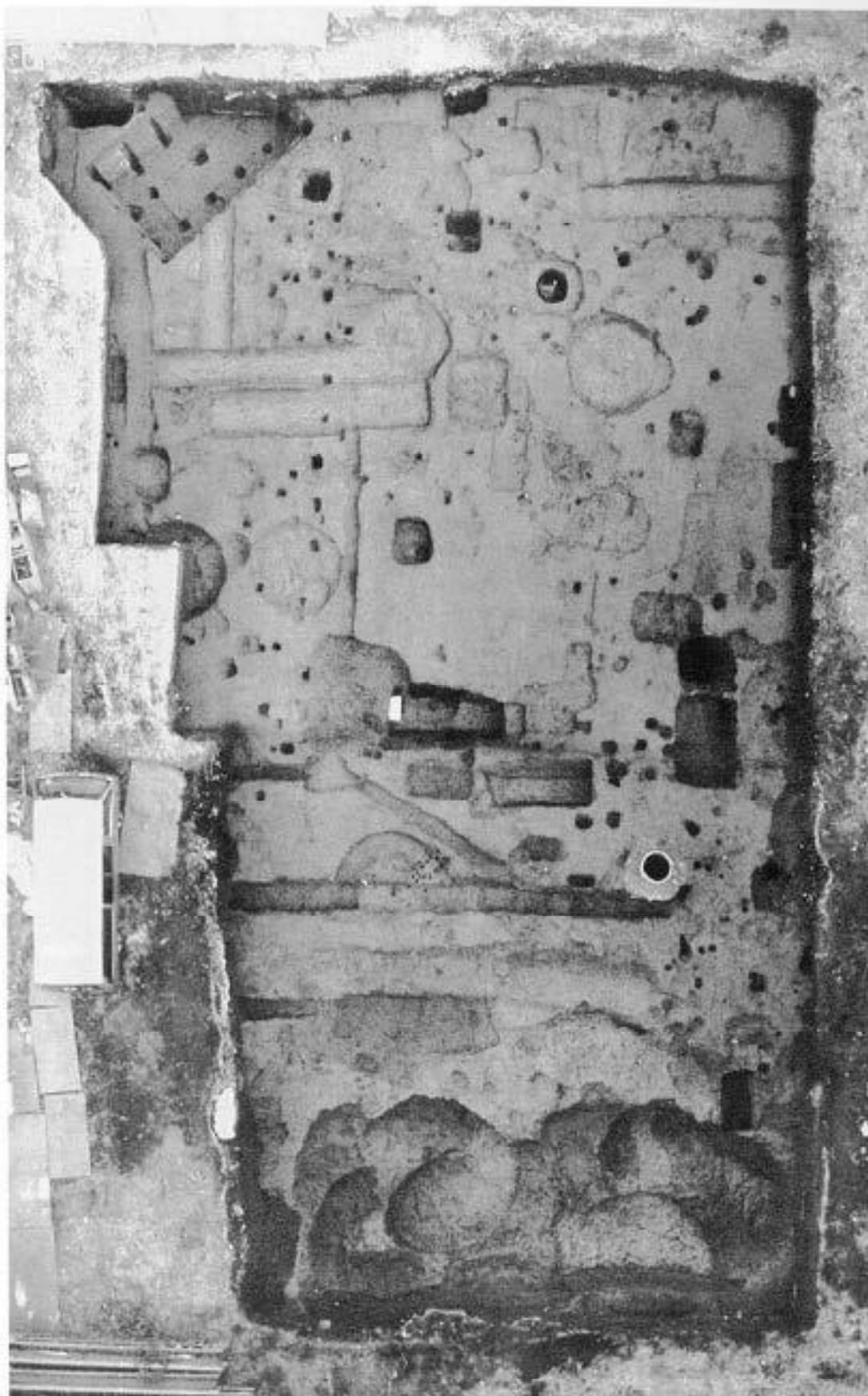
第6図 明治44年北豊島郡果鴨町・果鴨村全図 (1/5,000)



第7図 昭和4年豊島区詳細図 (1/3,000)



第8図 昭和12年豊島区地域地形図 (1/5,000)



調査区 全景



66



67



68



69



70



71



72



73



74



75



77



78



79



80



76



81



82



83



84



85



86



87



88

37号遺構出土遺物 (3)



42



43



44



45



46



47



48



49



50



51



52



53



54



55



56



57



58



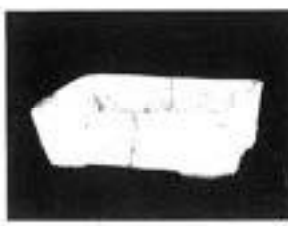
59



60



61



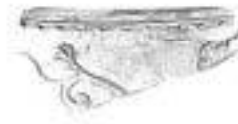
62



63

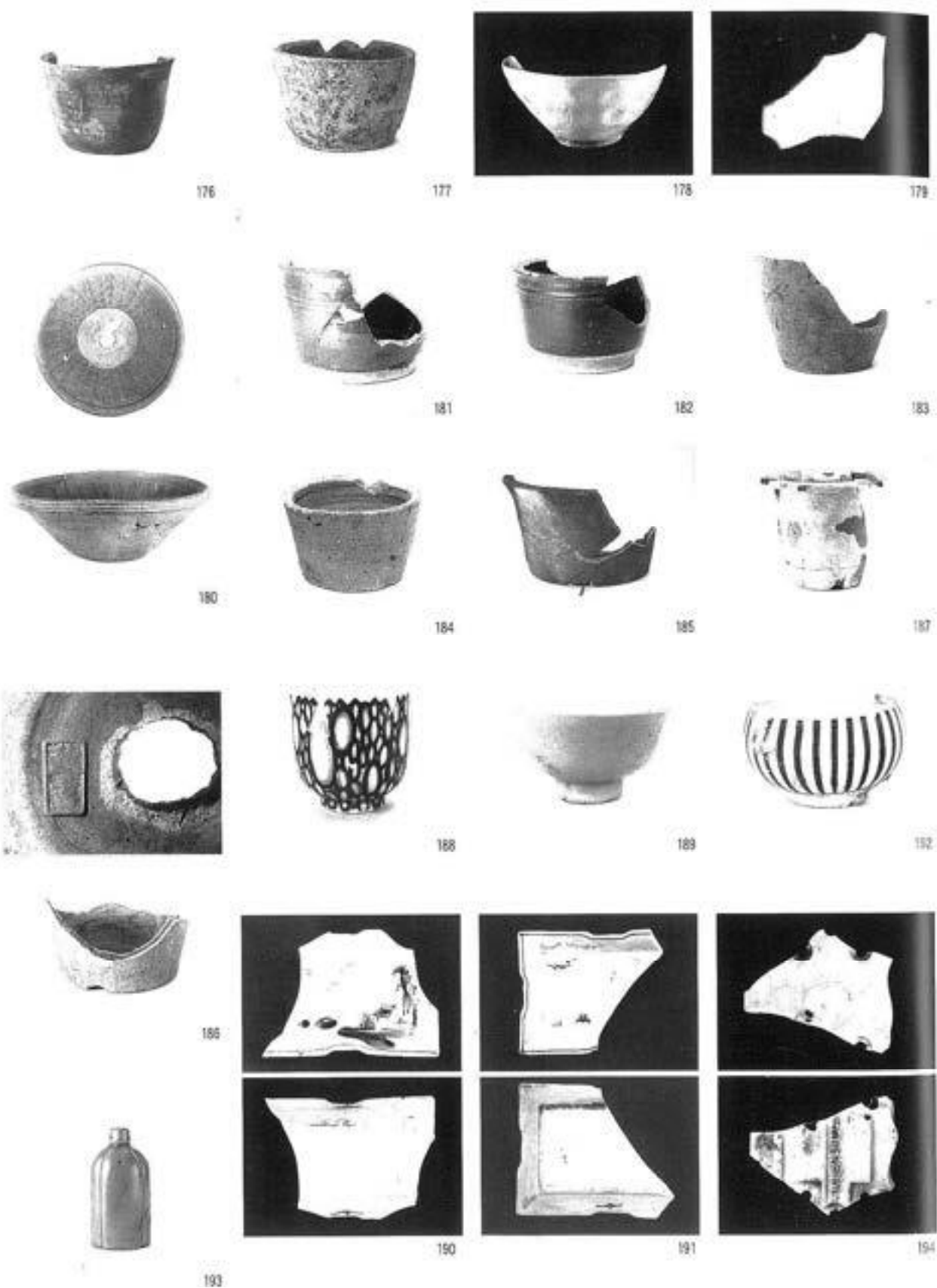


64



65

37号遺構出土遺物 (2)



114号(2)・115号・120号遺構、遺構外(1)出土遺物